追跡調査の実施

１　実施方針

施工中において、低入札価格調査内容との矛盾がないか確認を行うため、次の調査を実施する。

なお、契約の相手方に対しては、対象工事に関する会計処理の明瞭化及び調査の円滑な実施のために、対象工事専用の経理帳簿を作成させるものとする。

(1) 現地調査の実施

(2) 契約者、下請業者、資材納入業者及び機材借上げ業者に対し、必要に応じて聴き取り調査を実施する。

２　現地調査又は聴き取り調査の実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施時期 | 重点調査項目 | 確認書類等 |
| １　着工時（契約書締結時） | １　下請状況の確認２　前払金の使途３　配置技術者の確認 | 施工体制台帳、工程表、施工体系図、経理帳簿、支出書類等 |
| ２　施工中(1) 単年度工事原則、部分払請求時又は出来高概ね50％時（工事毎の施工計画書により着工時調査の際に調査時点を決定）(2) 複数年度工事原則、部分払請求時及び年度精算時 | １　下請､資材業者への支払状況は適正であるか。２　請負工事費の使途３　配置技術者の確認 | 施工体制台帳、施工体系図、経理帳簿、支出書類等 |
| ３　完成検査時 | １　調査内容と実態との乖離の有無２　調査時の低入札の理由の妥当性３　請負工事費の使途４　下請､資材業者の支払状況 | 経理帳簿、支出書類等 |